

# 伊佐見協働センター

## 施設使用料（単位：円）

| 場所・利用区分 |          |        | 午前9時から<br>午後6時まで<br>1時間につき | 午後6時から<br>午後9時まで<br>1時間につき | 午後9時から<br>午後9時30<br>分<br>まで |
|---------|----------|--------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| ホール     |          | 地域活動団体 | 310                        | 590                        | 290                         |
|         |          | 一般団体   | 940                        | 1,790                      | 890                         |
| 和室（東・西） |          | 地域活動団体 | 140                        | 160                        | 80                          |
|         |          | 一般団体   | 290                        | 330                        | 160                         |
| 小会議室    |          | 地域活動団体 | 80                         | 110                        | 50                          |
|         |          | 一般団体   | 160                        | 230                        | 110                         |
| 講座室     |          | 地域活動団体 | 100                        | 150                        | 70                          |
|         |          | 一般団体   | 200                        | 310                        | 150                         |
| 工芸実習室   |          | 地域活動団体 | 100                        | 150                        | 70                          |
|         |          | 一般団体   | 200                        | 310                        | 150                         |
| 料理教室    |          | 地域活動団体 | 260                        | 380                        | 190                         |
|         |          | 一般団体   | 520                        | 770                        | 380                         |
| 体育館     | 全面       | 地域活動団体 | 470                        | 540                        | 270                         |
|         |          | 一般団体   | 940                        | 1,080                      | 540                         |
|         | 片面（A・B面） | 地域活動団体 | 230                        | 270                        | 130                         |
|         |          | 一般団体   | 470                        | 540                        | 270                         |

### 備考

1地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。

2利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。

3利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げにかかる費用は、当該超過し、または繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。

4営利目的として、1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合や、商品の展示、宣伝または販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の使用料の2倍に相当する額となります。

5ご質問・不明な点等ございましたら、協働センターまで問合せください。